

『家庭用品等に係る皮膚障害に関する調査』について

1. 目的

本調査は、厚生労働省が実施する“家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告制度”に基づき、実施するものです。

家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告制度は、日常生活において使用する衣料品、身の回り品、家庭用化学製品等による皮膚障害等の健康被害について、専門家の診療を通じて収集し、健康被害の実態を把握するとともに、その集計結果を広く公表することにより、家庭用品の安全対策に資することを目的としています。

2. 調査対象となる家庭用品等とは

具体的には、『平成 29 年度家庭用品等健康被害モニター調査票』の項目 VIII（関係家庭用品及び化学物質）に掲載されたものを指します。

なお、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、農薬、食品、食品容器包装、美容施術に用いる製品、（例）歯磨き粉・染毛剤、歯科材料等は、本調査対象とはなりません。